長期休業中も、タブレットパソコンの故障・破損・紛失・盗難の場合は、学校へ連絡してください。 盗難の場合は、警察署へ届出を出してください。

## 1 タブレット利用における対応フロー(故障)

① 学校へ連絡

※故障の理由に関わらず、代替品と交換します。

事故の事実がない故障、システム不良 等

## 2 タブレット利用における対応フロー(破損)

① 学校へ連絡



② 児童生徒・保護者 学校へ「児童生徒用タブレットパソコン等の事故届」を提出



③ 学校 破損機器に応じて対応

## 3 タブレット利用における対応フロー(紛失)

① 学校へ連絡



② 児童生徒・保護者 学校へ「児童生徒用タブレットパソコン等の事故届」を提出

## 4 タブレット利用における対応フロー(盗難)

① 学校へ連絡



② 児童生徒・保護者 警察へ盗難届を提出



※盗難の事実が明らかな場合のみ盗難届を提出してください。 盗難届を提出した場合、「警察署名」「受理番号」を確認してください。

③ 児童生徒・保護者 学校へ「児童生徒用タブレットパソコン等の事故届」を提出

SIMカードのみ盗難の場合も学校へご連絡ください。